

あま市本庁舎のあり方に
関する報告書

平成24年7月

あま市本庁舎検討委員会

はじめに

平成22年3月22日のあま市誕生以来、統合庁舎が整備されるまでの当分の間は、住民サービスを低下させない、住民に負担をかけない形態として、旧3町の庁舎をそれぞれ分庁舎として活用する「分庁・支所併用方式」であま市の行政運営は行われています。

一方、七宝・美和・甚目寺町合併協議会において、「将来の新庁舎については、住民の利便性と効率性の観点から、早期の本庁方式への移行が望まれるため、合併後3年を目途に5年以内を目標に、新市の中心付近である主要地方道甚目寺・佐織線沿いの七宝地内を最適地として、経費節減のためにも新築ではなく、既存の公共施設等を活用（改修等）し、整備を図る。」ことが協定されています。

そこで、合併協議を十分踏まえた上で、あま市にとって最適な本庁舎のあり方を、統合庁舎整備の必要性や緊急性、財源などの観点から検討してきました。

昨今の地方自治体を取り巻く環境、特に財政状況は非常に厳しい状況が続いており、あま市も例外ではありません。住民サービスの充実を図るのは当然ですが、その見返りとして市民に対して後年度に負担を残すようなことは避け、市民・行政が共に満足感を得られる庁舎整備方針策定の礎となるよう、本報告書を作成しました。本報告書が、あま市の統合庁舎整備に役立てば幸いです。

これまでの経過

| 開催日 | 検討議題 |
|--------------------------------|---|
| 第 1 回 平成 23 年 10 月 31 日 (月) | 今後のスケジュールについて 庁舎の現状などについて アンケートの実施について |
| 第 2 回 平成 23 年 12 月 22 日 (木) | アンケートの実施について 他市の状況について 本市の財政状況について 統合庁舎の必要面積について 整備費用について 庁舎機能について |
| 第 3 回 平成 24 年 3 月 16 日 (金) | アンケート結果について 新市基本計画とアンケートの比較について 統合庁舎整備に対する課題について |
| 第 4 回 平成 24 年 5 月 10 日 (木) | 統合庁舎整備に関する基本的な考え方 現庁舎に関する考え方 |
| 第 5 回 平成 24 年 6 月 8 日 (金) | 報告書（素案）の内容精査 |
| 第 6 回 平成 24 年 7 月 17 日 (火) | 報告書の提出 |

検討委員会の意見

あま市本庁舎検討委員会では、統合庁舎整備の必要性や緊急性などについて、合併協定項目を尊重しつつ、市民のご意見も参考にし、全6回の委員会において検討を重ねてきました。

＜必要性＞

統合庁舎の整備については、合併協議の協定項目であり、新市基本計画にも明記されているところです。市民の利便性及び行政事務の効率化を図る、さらにはランニングコスト（維持管理経費）の面などからも、本庁方式、すなわち統合庁舎の整備は当然必要であると考えます。

＜緊急性＞

合併協議においては早期の本庁方式への移行が望ましいとされていましたが、現在あま市の財政は厳しい状況にあります。平成24年1月に実施した来庁者アンケートでも、財源を蓄えた上で整備すべきという意見が最も多くなりました。また、あま市が庁舎整備のために借り入れることができる起債（借金）としては、一般単独事業債と合併推進債がありますが、国の財政支援措置があり、市の財政負担が一般単独事業債より少ない合併推進債の活用も考慮すべきだと考えます。しかし、この合併推進債の活用期限は平成31年度までとなっています。

一方、現在の3庁舎の建設時期はいずれも昭和50年前後であり、躯体自体の耐用年数があと十数年残っていると考えられます。また、本庁舎と甚目寺庁舎は耐震補強工事を行っています。

これらのことから、庁舎整備基金を積み立てるなど整備資金を計画的に蓄えつつ、合併推進債の活用期限も考慮しながら、できる限り将来に負担を残さないよう進めていくべきだと考えます。

＜優先度＞

統合庁舎の整備は非常に重要な施策であることは間違いありませんが、他のさまざまな施策の中での優先度を客観的に評価する必要があります。ただ、事業完了までに長い期間を要するとともに多額の費用が必要な事業であることから、しっかりとした整備計画を策定した上で優先順位を決定すべきだと考えます。

＜統合庁舎に求めるもの＞

統合庁舎を整備するにあたり、次の項目を考慮して整備を進めるべきだと考えます。

- 来庁者にとって分かりやすく利便性が高い庁舎
- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた庁舎
- 行政事務の効率化が図れる庁舎
- 省エネルギーなど環境に配慮した庁舎
- 防災拠点機能を確保した庁舎
- 市民と行政がともに誇ることができる庁舎

＜統合庁舎の規模＞

統合庁舎の規模については、試算に基づく規模を一つの目安にしながらも、可能な限りコンパクトに、必要最低限の規模を求めていくことが重要だと考えます。

＜整備に関する基本的な考え方＞

整備する時期としては、ワンストップサービスの実現など、市民の利便性を考えると早期に整備することが望ましいと考えますが、市民の意向や財政面などを考慮し、合併推進債の活用期限である平成31年度までの整備完了を目標とすることが望ましいと考えます。

整備する場所としては、新市基本計画及び市民の利便性を考慮し、あま市の位置的中心地付近である県道甚目寺佐織線（現あま愛西線）付近の七宝地内を候補地として整備することが望ましいと考えます。そのため、関係機関と調整を行い、法令等に関する懸案事項をクリアすることを望みます。

整備手法については、既存の公共施設の活用（改修等）など、上記で決定された整備場所の状況に応じ、歳出節減効果が最大限発揮される手法を用いて整備することが望ましいと考えます。

＜整備全般に関する共通事項＞

これまで述べてきた委員会の意見に基づく庁舎整備を実現させるために障壁となる課題や事案が生じた場合は、それらの解決に要する期間等を十分考慮した計画を立て、可能な限り基本的な考え方に即した形での着実な事業遂行に努めることを望みます。

《その他》

統合庁舎整備後における市民サービスセンター機能については、取り扱う業務やそれに伴う人員配置など、市民ニーズと費用対効果などを十分考慮した上で、可能な限り存続することを望みます。

整備後の現庁舎については、市及び市民にとって有効活用できる施設としての用途変更や売却など、最も有効な手法で取り扱われることを望みます。

【用語説明】

○新市基本計画

新市をより良いまちにするために取り組んでいくべき事項をとりまとめたもの。

○一般単独事業債

自治体が庁舎整備事業などに使うことのできる地方債（借金）。国の財政的な支援措置は無い。

○合併推進債

合併した年度とそれに続く10年度に限り、新市基本計画に基づく事業などに使うことのできる地方債（借金）。国の財政的な支援措置がある。〔充当率（必要経費に対して借入が可能な割合）は90%で、元利償還金の40%が後年度地方交付税の算定時に自治体の基準財政需要額（必要と見込まれる経費）として加味される。〕

○ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、言語、文化の違いや、障がいの有無などを問わず、誰もが使うことができる施設や製品をデザインすること。

○ワンストップサービス

一ヶ所又は一回で必要なサービスを提供したり、手続きができる仕組み。